

平成30年第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会 会議録

1 平成30年9月12日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君	第4番	清水 明君
第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君	第7番	宮野 亨君
第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君	第10番	村木 征一君
第12番	須崎 眞君				

《傍聴議員》

第1番 木村 圭君（議会選出監査委員）、第11番 師岡 伸公君（議長）

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	須崎 洋司君		

平成30年第3回奥多摩町議会定例会
 決算特別委員会議事日程〔第2日〕

平成30年9月12日（水）
 午前10時00分 開議

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	委員長開議宣告	—
2	認定第1号	平成29年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
3	認定第2号	平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
4	認定第3号	平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
5	認定第4号	平成29年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
6	認定第5号	平成29年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
7	認定第6号	平成29年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
8	認定第7号	平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの
9	認定第8号	平成29年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	原案のとおり 認定すべきもの

（午後1時17分 閉会）

午前 10 時 00 分開議

○委員長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

これより決算特別委員会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、昨日に引き続き、認定第 1 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

歳出についての質疑を行います。歳出は、款別に幾つかに区切って行います。初めに、款の 1 議会費、款の 2 総務費についての質疑を行います。質疑はありませんか。3 番、澤本幹男委員。

○3 番（澤本 幹男君） 3 番、澤本です。

総務費で 2 点ほどお伺いさせていただきます。

毎度になって申しわけないですけど、旧レイクサイドのことなんですけど、今後またどうしていくか、考えがまたあるのか、お聞きしたいと思います。32 ページです。

もう一点なんですけど、36 ページの道路反射鏡設置工事ということで、70 万円の当初予算で 68 万 4,000 円と非常に大分使われているんですけど、大体町道のみなのか、また、申請した大体反射鏡はできているのか。ちょっと 2 点ほどお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3 番、澤本委員さんの質問にお答え申し上げます。

32 ページでございます。財産管理費の 13 委託料というところの中に旧レイクサイド奥多摩関連の支出決算が載っております。質問につきましては、旧レイクサイドの今後の活用についてという内容でございます。昨年度の決算においても同様の質問をいただいているところではございますけれども、ちょっと繰り返しになる部分もございまして、ここで決算として載っている部分としまして管理補助業務委託ということで、これはタンポポのほうに施設の清掃等毎月依頼しているという部分でございます。それから電気工作物の、これはもう法定で決まったところの保安管理業務をしているということでございます。

また、歳入に関しましては、携帯基地局がございまして、年間 36 万円ほど入ってきているというような収支の決算ということがまず 1 点でございます。

それから活用のほうに関して申すけれども、従前、副町長のほうからも答弁申し上げましたところがありますけれども、将来的なことにはなりますけれども、奥多摩湖のいわゆる湖面の利用という考えの中で、レイクサイドの部分を活用して橋とか架け

られないかというような考えが1点としてはございます。また、現時点と申しますか、原生活館の工事が終わったところではございますけれども、その臨時の生活館としての原自治会での活用、また、消防車の一時格納場所というようなことで使ったりした実績がございまして。

いずれにいたしましても、いわゆる町所有物件の中でも色がついてないという言い方は変かもしれないんですけど、普通財産という部分で目的がはっきりしていないという財産であることは確かだと思います。ただ、その中でも近年ですと、例えば普通財産になりました旧古里中学校については日本語学校ということで活用が始まっておりますし、小河内地区で申しますと川野にございますグランピングの用地なども普通財産ということで、そちらの活用を始めております。

レイクサイドにつきましても現状としては維持管理をしているという状況の中ではございますけれども、町の中でもいろいろな活用の優先順位等もある中で、何らかの将来的な大きな目標はあるとしても、それに準じたような形で活用が図られればというふうに思っております。幾つかやはり今かなりベンチャー企業が多くなっておりまして、やはりそのレイクサイドに限った話ではないんですけども、小河内地区等、例えばクラウドファンディングで地域の活性化のために何かやりたいとか、そういう相談も何例かいただいている部分もありますので、そういうところも参考にと申しますか、うまく活用できるものはしながら、将来を見据えて、レイクサイドのみではなくて、地域全体を見ながら検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（小峰 陽一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（坂村 孝成君） それでは、澤本委員の2点目の質問、道路反射鏡の件についてご回答申し上げます。

カーブミラーにつきましては、各自治会及びPTAの要望などによりまして道路の安全確保のため、管内一円の危険箇所に計画的に道路反射鏡の設置を実施してございます。平成29年度につきましては、小丹波地内、町道桜久保線及び川井地内、町道川井松葉住宅線の2路線に各1基ずつということで2基の設置をしてございます。

また、設置に関しましては町道のみならず、国道、都道との交差点等で視距の悪い部分につきましては町のほうで反射鏡を設置していくという考えでございまして。

また、町内全域の状況でございますけれども、町内の1級町道につきましては154基のミラーが設置されております。また、2級町道につきましては80基、その他町道で167基、計401基のカーブミラーが町内に設置されてございます。

老朽化の度合いを見ながら古いものについては新しいものに更新をしていくという対応を図らせていただいております。また、冬場の霜等で見えづらいというようなお話もございますので、今年度の予算にはなるんですが、新たに海沢地内に東京都と同じ仕様のステンレス素材のものを新たに1基試験的に設置をさせていただきました。この冬場の状況を見ながら今後採用していきたいという考えでおりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。8番、高橋邦男委員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

総務費のほうで2件質問させていただきます。ページのほうは33ページと34ページということでちょっとお聞きください。

1件目なんですけども、33ページの企画事業費の中のわさびーのPRグッズ等作成業務委託ということで、毎年、ここ何年かわさびーのグッズが販売されています。今、自分も胸につけているこのわさびー、前の、非常に町外の人にも人気がありまして、自分も幾つかあげたりして残り1つしかなくなっちゃったんですけど、これの販売は今後考えているのかどうか。できれば今の新しいやつよりはいいなというふうに思っていますので、お願いしたいなと思います。それが1件。

それからもう1件は、34ページのほうの地域振興対策事業費、元気なまちづくり推進事業関係についてお尋ねします。昨年度29年度で一応元気なまちづくり推進事業が一時終了という形になったと思います。今までの効果、それから町は何を期待して継続したのかということが一つ。それともう一つ関連して、今年度から新たに組織を立ち上げて、また事業を考えるということですけども、もし進捗状況等が説明できるのであれば、それも一つお願いしたいと思えます。

以上、お願いします。

○委員長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、高橋委員さんのご質問2点ということでお答えを申し上げます。

まず1点目でございます。33ページの企画事業費というところでございまして、わさびーPRグッズ等作成業務委託ということでございます。29年度につきましては、こちらにつきましてはPRということなので、販売目的ではなくて、わさびーを知っていただいて、町に訪れていただくお客さん等を増やすという目的がございまして、そういう中で

作成をしております。29 年度につきましては、ボールペンであるとか、ショッピングバッグ、ハンカチ、タオルとか、あるいはメモ帳や子どもさん向けの附箋や塗り絵というようなものも作成させていただきました。

それでご質問の内容でございます、いわゆるわさびーの一番最初に造った、今、委員さんも胸につけていらっしゃるわさびーのバッチの部分です。現在わさびーのバッチにつきましては販売用ということで金、銀、あと黄色ということで観光協会のほうで販売をいたしているところなんですけれども、この当初につくりましたわさびーのピンバッジにつきましてはPR用というところで皆さんにお配りしたということで、実際役場のほうも今もう在庫がないという状況です。

何度か再度生産しないかという話の中で、現在PRグッズを造っている委託会社のほうに再度造る場合にどのくらいのお金がかかるのかということで、今ちょっと見積もりをとらせていただいております。これについてちょっとそれを例えばですけれども、またPR用で配布するのか、あるいは一つとしては既にほかの新しいものを販売しているので、値段を幾らにするかというのはまた別の話になりますけれども、今度は購入していただくというような方向にするかというのはちょっと別の検討課題ではありますけれども、ご希望も多いところがございますので、一応方向としては今見積もりをとっているという段階で、その金額等を見て再生産の部分を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから2点目の34 ページ、地域振興対策事業費でございます。こちらにつきましては、元気なまちづくり推進委員の關係の決算ということでございます。今お話のあったとおり、元気なまちづくり委員につきましては、所定の3年間、ワンクール終わったということで終了させていただきました。効果の話というところがございますけれども、元気なまちづくりにつきましては3年間ということで進めてまいりましたけれども、そもそもが行政と住民の協働という部分が目的で、地域活性化を進めていくということが大きな目的でございます。その中で平成17年度からまちづくり人づくり支援事業ということでスタートしておりまして、十数年間にわたって事業をしてまいりました。その中で推進事業のほうの一般の住民公募の部分で、29年度までで50件の支援件数がございまして、総交付額が3,250万円ほどという金額になっております。また、委員会事業ということで住民委員の方がいらっしゃるわけですけれども、そちらからの発案による事業が12件ということで650万円ほど支出をしているという状況でございます。

それぞれ地域に根づいている部分もありますし、また、効果という部分で言いますと、

例えば食育の部分等につきましては今、福祉保健課の行政のほうの事務事業の1つとして継続して採択されている部分もございますし、それから企画のほうで言いますと、ブルーグリーンジャーナルというタブロイド版のいわゆる町外向けのPRのペーパーがあるんですけども、こちらももともとはこのまちづくり事業で採択したものを平成30年度からは町のいわゆるPRのツールとして、またここで年に2回ということ定期刊行していくということで評価も高いですし、今後こういうものを進めていきたいということで、こういったところが効果になってこようかというふうに思っております。

平成30年度の現状の部分でございます。現在、新しいまちづくり委員会の要綱を設置させていただきました。6月下旬のことになります。現在ですけれども、今、委員さんの選定と申しますか、候補について今個々に当たらせていただいているという状況でございます。かつては公募という部分の委員さんの選定の仕方をさせていただいた部分が半々であるんですけども、今回につきましては、ちょっとやり方を変えまして、正副の委員長につきましては町側から指名をさせていただくというようなことで、それ以外の一般の委員さんについては正副委員長がリストアップしていただいて、そこから間接的に推薦をして、町のほうで就任の依頼をするというようなことで、現在まだちょっと就任を承諾いただけない方がいるということで、今、人選といえますか、委員を選んでいるというような状況でございますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。6番、石田芳英委員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

2カ所3点ばかり質問させていただきますけれども、ページでは30ページの文書管理費の中で例規集システム使用料ということで192万ほど計上されていますけれども、この内容についてお伺いしたいのと、あと今ペーパーレス化とか、環境を配慮して、そういうごみを出さないとか、そういうふうなことが進展していますので、現在の例規集はすごい分厚いファイルで納めていますけれども、できればCDに納めてパソコン上で確認できるとか、そういうものをつくって議員に配付していただければありがたいなと思っておりますけれども、そういう何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

次に、32ページの企画費の中のバス路線維持対策費補助金ということで5,600万円ほど計上されておりますけれども、年々バスのほうの補助金が増えているように感じますけど、この状況と、この算定基礎もちょっと教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） それでは、6番、石田委員の例規集の関係についてのご質問にお答えいたします。

ここに決算として載せている金額につきましては、今現在、例規集についてはデータベース化を図って、それぞれの議会等でご決定いただいたものをその都度編集をしているというものでございます。その編集したのものについては職員個々に持っているパソコンから確認できるもの、また、ホームページ上で確認できるものということで、職員以外でもホームページのほうでご確認いただけますと、すべての最新の例規集になっているというものでございます。

町の例規集でございますけれども、昭和30年に町が合併して誕生して以降、条例等の制定を行いながら整備をしておりますけれども、38年にそれらの条例規則等を収録した奥多摩町例規集ということで、加除式によってずっと例規集を最新のものに変えておりましたけれども、平成12年4月から、それまで縦書きであった表記から横書きに変えたということで、12年、13年については携帯用の横書きの冊子の例規集を作成いたしまして、携帯性にすぐれて使いやすいということで単行本形式で例規集を発行しておりましたけれども、それですと1年間同じものになってしまって、その都度の最新のものは確認できないということになりまして、その後、議員皆さんの座席の下にもあろうかと思えますけど、大き目の例規集にして、それで議会の都度、差し込み等しておりましたけれども、データベース化でインターネット等で確認できるようになっているということで、そちらのほうも平成20年8月を最後に、そちらのほうも取りやめているということでございます。

今後はホームページ等を活用いただいでご確認いただくというのも一つになりますし、CDで配付してもこの議場では見られませんので、できれば今後、また紙をなくそうというようなことで、また議会の議案等も今後タブレット等でやっいていこうというような考えもございますので、そのときにはまた配付等をさせていただいてご確認いただくような形に変えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6番、石田委員さんからの次の質問にお答え申し上げます。

32ページでございます。企画費の中の19の負担金・補助及び交付金、この中の1点目になります、バス路線維持対策費補助金ということで、29年度の決算額は5,675万円ほどというものでございました。最初に、この補助額の部分でございます。28年度がご記

憶にも新しいかと思えますけれども、このときの決算額 6,740 万円ほどということで非常に多額でございました。こちらにつきましては、中学校の統合という部分で、その部分が平年度化したことによるものが非常に大きかったというところがございます。今回につきましてはそれより 1,060 万円ほど下がったという状況の中で、西東京バスからの内容の概要によりますと、小河内線、日原、大丹波線等は全般的に好調だったというお話があります。そのほかに雲取山、2017 年ということで、雲取イヤーという部分も特に鴨沢西線が好調であったというような報告をいただいております。この辺が全般的に利益のほうは改善してきたというところで、合計では 1,000 万円ほど町としての補助額が下がったのかなというところがございます。

次に、算定基礎のお話でございます。こちらにつきましては平成 29 年度の決算につきましては、西東京バスの事業年度でいきますと、28 年の 9 月から 29 年の 9 月という 1 年間のくりでございます。これに対する補助という形になります。バス路線につきましては、ご承知のように丹波山村、また小菅村に行っている路線もございまして、丹波線、小菅の湯線、鴨沢西線というこの 3 路線が国の補助金も入ってきている部分の路線ということになります。そのほかに町の単独補助路線ということで、奥多摩湖までとか、日原までとか、大丹波の桜木、あるいは清東橋といったようなところが全部で 10 路線あるということで、こちらが町単独の路線となります。

戻りますけれども、国の補助が入っている部分で町が負担する部分は 260 万円ということで、町の単独の補助路線という部分でいくと 5,415 万 1,000 円ということで、非常に多額という部分については変わりがないところでございます。

それで実際の補助金の算定の部分でございますけれども、実際には経常費用というものがあって、それに対して収益が幾ら上がっているのかというのは通常の見え方でありまして、そこで国の場合は、そこに補助金の一定の率、20 分の 11 がかけられた部分を控除して、残りいわゆる赤字になっている部分が 3 カ町村で案分によって割られて支出されるというのがまず国補助の部分の算定になります。

町単独のほうになってまいりますと国の補助が入ってきませんので、基本的な考え方は経常費用から経常収益を引いたときに、いわゆる赤字になっている部分はそのまま町が補助すると、負担するという形でございます。そこに当たっては経常費用を出すまでに、実車の走行キロ数というのがありまして、それにキロ当たりの補助対象の経常費用というのが、29 年度でいきますと 457.62 円という単価を掛けて、キロ数から掛け算の結果が経常費用ということになって、そこと収益との見合いということで、赤字になった部分の合計

が5,415万1,000円というようなことになっているという算定の内容となっておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。12番、須崎眞委員。

○12番（須崎 眞君） 12番、須崎です。

それでは、38ページなんですけど、委託料の件なんですけど、標準山林等の不動産鑑定評価業務委託をしているんですけど、その中で標準は、これだけの奥多摩の山林の大変あるところでございますので、場所がどこどこですか。教えていただければと。お願ひしたいと思ひます。

○委員長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 12番、須崎委員の山林の評価についての場所ということで、山林につきましては町内4筆を実施しております。地区につきましては、丹三郎、小丹波、栃寄、峰谷という4地区各1カ所ずつということで、これまでずっと実施をしてきております。

なお、結果につきましては、山林につきましては額に変更なしということで非常に安い状況ですので、そのままの金額ということで結果はなっております。不動産鑑定士のほうに委託をして実施をしたという内容でございます。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。9番、原島幸次委員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島でございます。

36ページの防犯施設整備費のうちの防犯カメラ設置工事で183万600円という決算額でございます。非常に事件が最近頻繁に起きまして、防犯カメラで犯人検挙につながったり、あるいは犯罪の防止などに非常に効果があるのではなかろうかと思ひます。現在設置されまして、何かそういうもんでビデオを見たのかどうか。あるいは、また次年度に向かひまして設置のほうにまたこれからどのようなお考えがあるのか、お聞かせいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 9番、原島委員のご質問にお答えさせていただきます。

防犯カメラの設置につきましては、町内5カ所ということで設置をさせていただきました。この関係で、実は7月に青梅警察から依頼がございまして、交通事故関係でカメラを見せてほしいということで、奥多摩交番の前、八百屋さんの上のところに1台カメラがありますけれども、そのカメラの内容を青梅警察のほうに渡して確認をしていただいたとい

う1件がございます。

今後、防犯カメラにつきましては、今5カ所ですけれども、また町内の状況等を見ながら、設置が必要な場所については今後検討もしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はございますか。4番、清水明委員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

2点ほどです。ちょっと決算書で読み取れなかったものですから、防犯灯の関係とドライブレコーダーの設置というか、それを計画的に実施されるというお話だったので、その辺の状況と、あとページは46ページ、少子化・定住化対策事業なんですけども。済みません、失礼しました。後ほどさせていただきます。

○委員長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 4番、清水明委員のご質問にお答えいたします。

防犯灯の自治会への補助金の支出の関係でよろしいですか。防犯灯は特にはないですか。ドライブレコーダーにつきましては、今5台の車に設置しておりまして、主に町外に出る車ということと災害対策車に設置をしております。今のところその台数ですけども、今後必要に応じてということで、今のところ特にそれを使って確認したというようなこともございませんけれども、ドライブレコーダーをつけることによって運転する職員もやはり安全運転を心がけるといふようなこともございますので、今後計画的に設置をできればというふうに考えております。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。7番、宮野亨委員。

○7番（宮野 亨君） ちょっと確認でお聞きしたいんですけど、古里の文化会館と福祉会館のところにあるスマホの充電、あれは総務費のほうでよろしいんですか。衛生費のほうですか。じゃ、そこでまた聞かせていただきます。済みません。

○委員長（小峰 陽一君） 各委員にお願いします。ページを示して質問のほうお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。2番、大澤由香里委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

38ページの賦課徴収費の中の時点修正に伴う鑑定評価委託と軽自動車検査情報提供サービス利用料の内容の説明をお願いいたします。

○委員長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 2番、大澤由香里委員のご質問にお答えをさせていただきます。

ます。

時点修正、こちらにつきましては、町内5カ所の鑑定を都の不動産鑑定士協会のほうへ委託という形で実施をしております。川井で2カ所、大丹波、棚沢、大氷川というようなことで、こちらにつきましては3年ごとに評価替えがございますが、その間に変動等の確認をしていくわけがございますが、そういった中で地価が上昇している場合には、次の評価替えまで据え置きというふうになるんですが、地価が下落している場合については、その時点で修正ができるというふうになっておりまして、こちらにつきましては0.8%ほど下がってきているというような結果が出ておりますので、それに基づいて固定資産税のほうの課税の額を変えているというようなことで実施をしているものです。

なお、都内の区市町村の中でこの時点修正で下がったのは、うちと檜原村の2町村だけというような結果になっております。

それからもう一つ、軽自動車の車検情報提供サービスでございますけれども、こちらにつきましては平成28年4月から開始をしております。一般社団法人の全国軽自動車協会連合会が提供する車検等の情報を受け取るための使用料ということで、システム上で内容を確認するためのシステムということで、ただいま申しあげました協会のほうと契約をしているということでございます。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の1議会費、款の2総務費の質疑を終結します。

次に、歳出の款の3民生費、款の4衛生費についての質疑を行います。質疑はありますか。4番、清水明委員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。先ほどは失礼をいたしました。

ページは46ページでございます。少子化・定住化対策事業費ということで、不用額が1,458万6,000円出ていますので、ちょっと力が入っている事業ですので、この辺の不用額について補足の説明を、誤解のないような形で説明いただければと思っています。

○委員長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 4番、清水委員のご質問にお答えいたします。

次の47ページの負担金・補助及び交付金のところの不用額が1,121万7,000円余りということで多くなっております。これはご承知のとおり、15項目の少子化対策事業費を

計上しているものですが、当初の申請を見込んで、子どもの数で見込んでおりまして、それに対する額がそこに満たなかったというようなこともございます。そういったことから不用額が出ているということで、ただ、これにつきましては年度終了まではやはり残しておかないと、その時点で申請があった場合に備えておこなうてはいけないということもございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

あと、工事請負費等のことについては若者定住化対策室長のほうから願ひします。

○委員長（小峰 陽一君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） 4番、清水委員のご質問にお答えいたします。

同じく若者定住事業につきましても年度末まで申請が可能であるということでござひますので、予算としては当初の見積もりどおり取っているというところでございます。

特に今回、不用額が多かった部分につきましては、空家等の活用促進事業の部分が当初予算の見込みより少なくなったということでござひます。ただ、この要因が一般的に寄付の場合 200万円、若者用空家バンクの場合は 50万円、空家バンクの場合は 10万円ということで予算を計上してござひます。今回、一般寄付の部分で 1件当たり 200万円で見ている物件が、実は補助を使わない寄付というような形での申し出が多くあったということで、今回補助を使わないで町にそのまま一般寄付という形で提供したいというようなお話が 29年度にあっては多かったことから、そのような部分で不用額が出たということでござひますので、ご理解のほう願ひいたします。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。7番、宮野亨委員。

○7番（宮野 亨君） 先ほどは失礼いたしました。

74ページの環境対策事業費の下のところの工事負担金で、自立型ソーラースタンド設置工事、文化会館と福社会館に 1カ所ずつ、この間の北海道の地震を踏まえて、これから増設、もう何カ所か増やす、また、地域離れて、大丹波離れています、峰谷離れています、そういうことで、そういうところにも今後増やすことがあるのかどうか、ちょっとそのところをお聞かせください。

○委員長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 7番、宮野委員のソーラースタンドの設置の増設があるかどうかという点でございますが、こちらにつきましては、東京都環境局の 10分の 10の補助ということで、平成 29年単年度の補助事業ということでござひました。こちらにつきましては総額 1億 5,000万円の補助を全体枠で、この中で希望の市町村について申請をし

て、通れば設置ができるというような内容になってございまして、昨年9月議会第3回定例会におきまして補正予算ということで予算のほうを計上させていただきました。その後、工事をして設置をしたところでございます。

目的につきましては、自然エネルギーの普及啓発ということを目的として実施された事業でございますけれども、この補正予算の際にもご説明させていただいたところですが、今、委員がおっしゃられるように、もう一面としまして、災害時の利用の非常に心強い部分の一つになるというようなことも側面としてあるんで、設置をさせていただいたということございまして、この事業がまた同様の事業があれば手を挙げさせていただこうということは考えておりますが、現在、この継続事業が実施されるというようなお話は東京都からはございませんので、今のところは未定というような状況でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。2番、大澤由香里委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

76 ページの、し尿処理事業費のところ、し尿汲自家処理世帯補助金と浄化槽汚泥清掃費軽減措置補助金とありますが、世帯数とか、今後の見通しについてお聞かせいただければと思います。

○委員長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 2番、大澤委員の、まずし尿の自家処理世帯の補助ということでございますが、こちらにつきましては、し尿便槽でバキュームカーが入って汲み取ることができない家に対しまして自家処理をしていただいているということで1件につき5,000円を補助させていただいているということで、件数につきましては5,000円でございますので、11世帯ということになります。

そしてもう一つの浄化槽汚泥の清掃補助でございますが、こちらにつきましては、浄化槽を設置されている方で個人で管理されている方の浄化槽の年間の清掃の補助金ということで、1件につき6,000円を補助させていただいているところですが、こちらにつきましては下水道の普及、それから市町村設置型浄化槽の普及によりまして、非常に現在、件数が減ってきているというような、町の設置しているものに接続をされているということになります。そういうことから不用額を見ていただくと、非常に大きい金額残っておりますが、最終的にはここに出ております9万6,000円でございますので、16世帯に対して補助をしたという内容でございます。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。10 番、村木征一委員。

○10 番（村木 征一君） 10 番、村木でございます。

1 点教えていただきたいと思うんですけども、76 ページ、ごみ処理事業費の委託料のうち、1,000 万円近い不用額が出ているわけですけども、この原因について教えていただきたいと思います。

○委員長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 10 番、村木委員の不用額についての質問についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、各種委託を実施しているところでございますが、まず一つには、それぞれの委託の契約に伴う差金分というものもございますが、その中で実施をしなかったという委託もございまして、こちらにつきましては最終処分場の浸出水点検整備委託、これは金額で 42 万 8,000 円と額的には少ないんですけども、最終処分場の、ろ過砂と活性炭の交換が業務になっておりますが、こちらにつきましては目詰まり等もまだなく、利用ができるということで、延命ができる関係で最終的に 29 年度は見送って、30 年度に実施すればというようなことで残しております。

それから一番大きなものは、ごみの収集運搬業務委託で、こちらが 800 万円ほどとなります。こちらにつきましては、ごみの収集のほかに車両の管理等もこの委託の中に含んでおりまして、車両修繕というようなことが発生した場合に備えて残していたわけでございますが、こちらについては 3 月の時点で本来もうここまで大きなものは発生することはほぼないということになりますので、本来 3 月でさらに精査をして、もう少し落としておくべきだったかなというふうに思っております。今後、精査をして努めてまいりますので、ご理解のほうよろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。8 番、高橋邦男委員。

○8 番（高橋 邦男君） 8 番、高橋です。

ページが 44 ページなんですけど、民生費の中の民生・児童委員協力員事業費ということでちょっとお尋ねいたします。各地域で民生・児童委員の方には大変ご苦労されていると思います。いろいろ相談事、あるいは生活に困っている方等の相談とかいろいろあると思うんですけども、ここに費用弁償というのが入っていないので、実際には研修だとか、会議とかが行われているはずなんです。それなのに、ほかの委員さんのほうには割と費用弁償というのが項目で載っているんですが、その辺はどうなっているのか、ちょっとお聞

かせください。

○委員長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 8番、高橋委員のご質問にお答え申し上げます。

この民生・児童委員協力員につきましては、通常の民生・児童委員とは別に、地域の実情によりまして民生・児童委員が欠員となったところに協力員という形で、通常の活動よりもより軽いといえますか、通常の日常の中での見守り活動等をやっていただくために協力員という形で委嘱をさせていただいております。任期は1年ということで、具体的には川野地区と留浦地区でございます。

今、申したように、一般的な民生・児童委員よりも活動の数としては少ないということで費用弁償は発生しないということで、報償費の中でその分は見ているということでございます。毎月の活動状況についてはご報告をいただいているということでございます。あとボランティア保険料も含めて日常の活動に支障がない形で協力をいただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。3番、澤本幹男委員。

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

52 ページなのですが、老人援護費というのがありまして、昨年よりはちょっと増えていると思うんですけど、ちょっと内容について教えていただきたいと思います。

○委員長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 3番、澤本幹男委員のご質問にお答え申し上げます。

52 ページから 53 ページにかけての老人援護費の扶助費の部分でございますが、これは今ちょっと問題になっております高齢者の虐待によりまして、家族との分離をする必要が生じた場合に、職権によりまして老人福祉施設等に一時的に措置をするということで、そのための費用を町で負担をしております。予算的にはこういう高齢者虐待については身体的虐待、精神的虐待、あるいは経済的虐待というケースがございますけれども、今回該当のケースは、精神的虐待、経済的虐待ということで、要は面倒を見なくなってしまったということで、家庭にそのままいると、ちょっと身の危険も及ぶおそれがあるということで、老人福祉施設の協力をいただいてそちらのほうに入らせていただいて措置をしているということで、その費用について見ているものですが、その後、成年後見人がつきまして、ご本人の財産が確保できたということから、途中までの費用として、残りは自分の年金等でございますが、そちらのほうから払っていただくということで、こちらは不用額になった

ということでございます。1名の分です。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。6番、石田芳英委員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

ページで言うと、76ページのごみ処理事業費のところの不法投棄の処理の委託費ということで計上されていますけども、私も昨年度、不法投棄のタイヤがありまして、それを役場の方をお願いして撤去していただいたとか、その前のときにはオートバイが投棄されて、それもお伝えして撤去されたというような事由がございまして、ごみを捨てていく、だれかわかりませんが、捨てていかれる方がちょっと多いので、いろいろと対策を打って案内板とか、不法投棄はだめですよというようなことはあるんですけども、なかなかおさまらないような感じがしまして、もっと何か啓発というか、ごみを捨てないような啓発の対策が必要かなと思うんですけども、それについて何かお考えがあるか、お伺いいたします。

○委員長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 6番、石田委員の不法投棄の関係につきましてご答弁を差し上げたいと思います。

不法投棄につきましては、おっしゃるように確かに毎年毎年発生しております。そういった中で、今やっている取り組みとしましては、看板の設置以外に年に3回、建設局さんと、それから水道局さん、後援で環境省さんなんかも入っていただいて不法投棄防止キャンペーンというのとパトロール、こういったものを実施しております。

なかなかどうしてもエリア的に広くて、また人の目の届かない、人のいないエリアが非常に多いというようなことから、これを完全に防止するというのはなかなかできることではないかなというふうに思っておりますが、今回、防犯カメラ等も5カ所に総務課のほうで設置をさせていただいておりますので、また28年度に大量に不法投棄があったものを警察のほうと連携をしまして、建設資材でございましたが、こちらにつきましては犯人のほうが見つかり、検挙され、現在まだうちのほうで預かっているんですが、被疑者のほうの弁護士さんから回収を近々するという連絡もいただいておりますので、そういったことで、警察や関係機関と連携しながら不法投棄の防止、それから摘発、これなかなか証拠になるようなものを残していただければ警察としても非常に検挙しやすいわけですが、なかなかそういう証拠を残さないんで難しいところではありますけれども、そういった連携をとりながらやっていくという以外に方法がないのかなというふうに思っております。

今後この辺につきましては関係機関と協力しながら、また、いい方法等あれば検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の3 民生費、款の4 衛生費の質疑を終結します。

お諮りします。

会議の途中でありますが、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午前11時10分から再開します。

午前10時54分休憩

午前11時10分再開

○委員長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、款の6 農林水産業費、款の7 商工費、款の8 土木費について質疑を行います。質疑のある委員は挙手を願います。質疑はありませんか。2番、大澤由香里委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

78 ページの農作物有害鳥獣対策事業費として、緊急捕獲分の臨時職員と市町村捕獲分臨時職員の賃金として計上されていますが、この方がどのような方かというのと、設置内容というか、理由というか、そこを教えていただければと思います。

○委員長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 2番、大澤委員の78 ページの部分の賃金の部分についてでございます。臨時職員の分ということで、賃金の部分でございます。

こちらは現在、窓口におります中村さんという方が週4日来ております。こちらの部分が有害対策に統一する窓口だとかそういう部分も含めて対応を行っております。

また、緊急捕獲の部分でございますけれども、やはりこの部分の年間を通して内訳を、1人が緊急と市町村という形で分けております。通年を通してアルバイトという形で実施をしております。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。8番高橋邦男委員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

同じく 78 ページでお願いします。一番下の簡易給水施設管理費、結構やっぱり金額的にも大きいかなと思います。前にも質問したんですけど、東京都のほうの一元化にならないのかなという、なかなか難しい面もあると思うんですけど、進捗状況というか、要望はしているんだと思うんですけど、その辺もしわかる範囲で教えてください。

○委員長（小峰 陽一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（坂村 孝成君） 8番、高橋委員のご質問にお答えさせていただきます。

簡易給水施設関連のご質問でございます。簡易給水につきましては現在5地区ということで、奥、峰、栃寄、安寺沢、農指でございますが、こちらの簡易給水につきましては日常の管理につきましては各水道組合に委託しておりまして、設備機器のメンテナンスにつきましては業者に委託をしてメンテナンスをしている状況でございます。

各施設が整備後 40 年もたっておりまして、老朽化が著しい状況でございます。また、給水人口の減少も見込まれるというようなことから大規模な施設改修を行うことは困難であるというふうに考えております。

また、今後につきましては、適切な維持管理を行いまして、施設の長寿命化を図り、安全・安心な水の供給に努めてまいりたいと考えております。

また、一元化の関係でございますけれども、こちらにつきましては第5期長期総合計画の第2章の施策の中で一元化を目指すということで施策が掲げられております。いろいろ困難な状況等もございますが、今後も要望を調査等を引き続き行いまして、一元化に向けて活動していきたいというふうに思います。ご理解いただければと思います。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。6番、石田芳英委員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

96 ページですけども、土木費の住宅管理費の中の特定空家の関係ですけども、委員の方の報酬が計上されておりますけれども、この部分の 29 年度における特定空家の審査の状況とか、あと認定の状況はどうなのかということをお教えいただければと思います。

○委員長（小峰 陽一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（坂村 孝成君） 6番、石田委員のご質問にお答えさせていただきます。

特定空家の関係でございます。町では空家等の活用及び適正な管理に関する基本方針を定めまして、空家対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、地域の防犯、防災などの問題を解消するとともに、周辺的生活環境の保全、また、空家等の活用を推進し、地元の元気づくりを推進して安全で安心な地域社会の実現を目的に、奥多摩町空家等対策基本

条例を整備してございます。

空家対策の推進を図っているところでございますが、平成 27 年度から定住サポーター制度により町内 21 自治会の空家の状況を調査を実施しているところでございますが、この調査結果によりまして空家対策の推進に関する特別法の規定によります特定空家、いわゆる危険空家や適切な管理がされてない空家等が町内に確認された場合、条例の規定に基づきまして、町長はその空家を特定空家と認定することができるかとされております。

特定空家の認定の際には、条例の規定によりまして、奥多摩町特定空家等認定審査会の意見を聞くものということが決められております。この認定審査会の意見聴取の結果、特定空家ということになりますと、空家の所有者等に対しましてその空家の除却修繕、また、立木等の伐採等必要な措置をとるよう助言、または指導・勧告を行うことができるということでございます。

この空家認定審査会につきましては、委員の任期が平成 30 年の 3 月 1 日から 32 年の 2 月 29 日までということになってございます。平成 30 年 3 月 26 日に初回の委員会が開催されまして、10 名の委員に対し、町長より委嘱状の交付がなされました。委員の皆様は役職でございますけれども、副町長、弁護士、建築士、自治会長、交番所長、消防署長といった役職の皆様で構成されているものでございます。この委員会が開催されたことによりまして皆様に報酬を支出させていただいたという内容でございます。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） 石田委員。

○6 番（石田 芳英君） 済みません、質問のほうは認定の件数はあったかどうかということなんですけど、お願いします。

○地域整備課長（坂村 孝成君） 失礼しました。お答えします。

認定の件数は、今のところまだ現在ゼロでございます。今年度サポーターが空家の状況調査をした結果に基づきまして、これから審査をするという状況でございますので、現在はゼロ件ということでございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。3 番、澤本幹男委員。

○3 番（澤本 幹男君） 3 番、澤本です。

85 ページなんですけど、林道維持管理費の中で、槐木の残土処分ということで、昨年度出ているんですけど、状況をちょっと教えていただければと思います。

○委員長（小峰 陽一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（坂村 孝成君） 澤本委員のご質問にお答え申し上げます。

槐木の残土処分場の内容でございます。槐木残土処分場につきましては、各関係機関と協議を行いまして、許可をいただき、平成 19 年度より町の公共工事における残土処分場といたしまして使用してまいりました。25 年度をもちまして予定しておりました残土量 3 万立米に達したことから、処分場の整備を実施いたしまして、整備完了後に地権者にお返しするものでございます。平成 29 年度につきましては、整形のり面に種子吹付を 100 平方メートル実施をしてございます。

今後の予定といたしましては、のり面整備、排水施設整備、それから植栽工事等の整備を予定しておりまして、平成 32 年に完了したいということで計画しております。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。4 番、清水明委員。

○4 番（清水 明君） 4 番、清水でございます。

ページで 88 ページ一番下のほうになりますけども、小河内の振興財団補助金が 300 万円ということで、前年対比で金額が減っていますので、この辺の説明をお願いしたいのと、91 ページの観光施設整備費で、観光施設整備の 13 委託料の中の川井、氷川野営場自動火災報知設備設置委託とございますけれども、この内容について 2 点ほど質問させていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 4 番、清水委員の 1 点目のご質問にお答えいたします。

まず初めに、小河内地域振興財団でございますけれども、こちらにつきましては当初予算で 1,200 万円ということで補正減等を行い、300 万という補助金になりました。奥多摩湖周辺でございますけれども、自然保護と水源保全及び地域振興として、不法投棄ですとか、道路、公園、奥多摩湖周辺の清掃、花木植栽、下刈り、山のふるさと村のキャンプ場及び維持管理ですとか、あとシカ肉処理施設ですとか、峰谷溪流釣り場等、あと温泉施設もございます。それらの地域振興にかかわる補助金という形で支出をしております。

2 点目の 91 ページになりますけれども、川井、氷川野営場自動火災報知設備設置委託ということで、こちらにつきましては川井キャンプ場の部分でございますけれども、自動火災警報器を 29 年度 31 個取りつけてございます。また、氷川キャンプ場につきましても 44 個設置をしており、消防法の改正によりましてキャンプ場施設につきましても取りつけが義務づけられたことから設置したものでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小峰 陽一君) 質疑なしと認めます。

以上で、款の6農林水産業費、款の7商工費、款の8土木費の質疑を終結します。

次に、款の9消防費、款の10教育費、款の11災害復旧費、款の12公債費、款の13諸支出金、款の14予備費についての質疑を行います。質疑はありませんか。3番、澤本幹男委員。

○3番(澤本 幹男君) 3番、澤本です。

101ページなのですが、防災費の中の衛星携帯電話料というのがあるんですけど、実際どのように使われるのか、お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長(小峰 陽一君) 総務課長。

○総務課長(井上 永一君) 3番、澤本委員のご質問にお答えいたします。

衛星携帯電話の関係ですけれども、衛星携帯電話につきましては、災害や救助、また、緊急時等、特に設置している地区につきましては、孤立するおそれがある地区ということで、実際に設置している地区につきましては大沢、日原、また小河内地区のそれぞれの生活館、そのほかに各消防団の1部の詰所、町の施設としましては役場と文化会館と福祉会館、こちらに設置しておりまして、有事の際の衛星携帯を使っての現場との確認をするというような目的で設置しているもので、普段これは使うことはないんですけども、通話等の確認につきましては、防災訓練のときに消防団にお願いしまして、すべての衛星携帯と役場のほうの衛星携帯の通話確認、また、電波状況等を確認しているところでございます。そのほか訓練等ある場合には、使えるということですけども。そういう防災訓練、普段の訓練それと災害時での利用ということになります。

以上でございます。

○委員長(小峰 陽一君) ほかに質疑はありませんか。7番、宮野亨委員。

○7番(宮野 亨君) 7番、宮野でございます。

114ページ、節の15工事請負費のところ、文化会館多目的ホール照明改修工事、ちょっと質問がずれちゃうかもしれませんが、照明器具は町の施設もそうですけど、LEDにかなり変えているのか、変えている状況というか、今までの蛍光灯からほとんどLED化にしているのかどうか、そののところわかるところで教えていただければと思います。

○委員長(小峰 陽一君) 教育課長。

○教育課長(原島 政行君) 7番、宮野委員の文化会館における多目的ホールの照明設備の改修工事につきましての内容を説明させていただきます。

多目的ホールの照明につきましては、間接照明ということになっておりまして、照度が確保できないということから改修工事を行ったものでございます。LED化ということで、改修内容につきましては、ホールの丸型の天井集合灯の改修、それからホールのダウンライトの改修、そして舞台のスポットライトの改修、また、舞台裏のダウンライトの改修ということでLED化の改修を行ったというものでございます。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 7番、宮野委員のご質問、LED化の状況ということですが、今、町の施設においては、きこりんでLED照明を使っております。ただ、庁舎ですとか、そういう部分については今後の状況等を見ながらということで、ほかの施設についても大規模改修等の際にはLEDに変えていこうということで考えております。

また、各地区にあります防犯灯、これについても今年度200基をLED化するという予定で、今現在1,435基ございますけれども、今後それらをすべてLED化に変えていきたい。ただ、自治会等によっては、古くなったところを既にLEDに変えているというようなこともございまして、現在そこら辺の部分については調査をしております、今後LED化に変えていきたいという状況になっております。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。4番、清水明委員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

117 ページをお願いします。美術館事業費の中の委託の中にアートフェスティバルの事業委託というのが約144万9,000円ございます。これ先日いただいたパンフレットといたしますか、あれですと主催が町でないんですけれども、町は協賛ということなんですけれども、この事業委託というのはどの部分を指しているのか。お願いいたします。教えてください。

○委員長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） 4番、清水委員のアートフェスティバル事業委託料につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

奥多摩アートフェスティバルが8月、9月にかけて町内の各所で開催され、町で活動するアーティストの方々が地域の芸術鑑賞を育むため、みずからのアトリエ、工房、ギャラリー等を開放し、体験教室等を行い、多くの町民の皆様に触れていただき、また、園児、児童・生徒のためにワークショップ、体験教室を行うということで、紙細工、絵画、木工、

陶芸、染色等を行っているところでございます。

この事業を実施するための委託料ということと、その一部を町内の園児、児童・生徒に体験させ、プロの芸術家の指導を受け、芸術に触れさせて子どもたちの情操教育に寄与することを目的とするというものでございます。

なお、平成 25 年度の第 5 回のアートフェスティバルからにつきましては、町長を委員長として社会教育委員の会議の議長、それから観光協会の会長、商業協同組合の理事長、OACF 奥多摩アートクラフトフェデレーションの会員、町職員からなるおくてんの実行委員会を新たに設置し、関係団体、関係職員の協力のもと開催をしていたところでございます。

なお、平成 29 年度まででございまして、平成 30 年度からは規約を改正しまして、奥多摩アートクラフトフェデレーションが主となって実施することとしたものでございます。町からは補助金を交付するということになってございます。29 年度につきましては、運営体制の整備を図るということで、アートフェスティバルは休止をさせていただいたところでございます。

なお、次年度の開催のためのペナントや旗の作成等を行い、また、次年度に向けての工具を購入した費用を支出したものであるというものでございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の 9 消防費以下、款の 14 予備費までの質疑並びに認定第 1 号の歳入歳出項目別のすべての質疑を終結します。

これより認定第 1 号の総括質疑を行います。質疑はありませんか。2 番、大澤由香里委員。

○2 番（大澤由香里君） 2 番、大澤です。

質問ではありませんので、ご答弁は必要ありませんが、2017 年度の一般会計決算についての意見を述べさせていただきたいと思っております。

歳入総額における自主財源である町税の割合は 11.1%と依然として少ない中、7 割強の地方交付税や都支出金などの財源を確保し、町民の福祉向上のために有効に運営された決算報告であると評価いたします。町長を始め、職員の皆さんのご努力に敬意を表したいと思います。

第 5 期長期総合計画の 3 年目となった 2017 年度は、引き続き少子化・定住化対策を重

点課題として推進され、少しずつ成果があらわれ始めています。私は、子育て支援事業の15項目は、どこの自治体よりも進んだ施策として評価しております。子育て中のお母さん方からは、しばしば町に対する感謝の言葉が聞かれます。町長が言われますように、続けることが重要だと思いますので、さまざまな課題を解決しつつ、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

ただ、昨年も申し上げましたように、移住者が増えてくることでサポートする町職員や教職員等の負担も増大します。ぜひ職員のモチベーションが保てるような勤務条件や職場環境を心がけていただきたいと思います。

また、一般質問でも取り上げましたように、近年の災害は想定外の被害を起こしています。住民の命と財産を守るために緊急にきめ細やかな防災対策が必要だと考えます。若者住宅も必要ですが、今後、危険な避難所の見直し、建て替え等にも財源を確保していただきたいと要望いたします。

2015年に完了した下水道は、奥多摩処理区では、いまだ接続率が4割台の地域もあります。ひとり暮らしの高齢者など、財政的に接続が困難な世帯もあるかと思えます。そういった方々に対する支援策もぜひお願いしたいと思います。

今、国政では総裁選の真ただ中です。安部首相は、安倍政権の5年半で、国民の懐が潤ったと経済政策アベノミクスを手放しで賛美していますが、果たしてそうでしょうか。アベノミクスは円安や株高で企業や大資産家のもうけを増やしましたが、ほとんどは株主への配当や内部留保などになり、労働者の所得にも、家計の消費にも回っていません。財務省の最近の発表では、資本金10億円以上の、いわゆる大企業の2017年度の内部留保は前年度より22兆円も増え425兆円を超えました。2012年度に比べると1.28倍です。10日に発表された今年4月から6月期の国内総生産GDPの改定値でも増えているのは企業の設備投資などで、個人消費は速報値から据え置きです。

毎月勤労統計調査の実質賃金は、安倍政権の5年間のうち4年度で前年度比マイナス、家計調査の消費支出も直近4年連続でマイナスです。国民の暮らしはよくなるどころか貧困と格差が広がるばかりです。

しかし、首相は落ち込み続けている家計消費や実質賃金には目を向けず、一部巨大企業が巨額の利益を上げていることをアベノミクスの実績と描くことで10%増税を強行しようとしています。来年10月からの消費税率10%への引き上げは国民の暮らしを悪化させ、内需を一層低迷させるものです。

さらに6月に閣議決定された骨太の方針2018は、一層の国民負担増と給付の抑制、削

減を打ち出すものとなっています。例えば医療では、現行は原則1割である75歳以上の窓口負担を2割にすることが提起されています。かかりつけ医以外の外来で受診した患者から追加負担を徴収する受診時定額負担の導入や薬剤費の自己負担の引き上げなども提起されています。

介護では、要介護1、2の人の地域支援事業への移行による介護保険サービスの利用抑制や、介護保険を利用するために欠かせないケアマネジャーによるケアプラン作成の有料化、老人保健施設や介護療養病床で現在は自己負担がない多床室の室料の有料化などが挙げられ、医療や介護の自己負担が3割となる現役並み所得者の収入要件等の判断基準を見直して対象を拡大することや、マイナンバーを活用して高齢者の預貯金などの資産を把握し、それを医療・介護の負担増に反映させる仕組みの導入も検討課題に挙げています。

低所得者や高齢者が多く加入する国民健康保険では、国保財政の健全化のためとして市町村の法定外繰り入れを解消させる施策の強化を打ち出しました。繰り入れができなくなれば、今でも高過ぎる国保税がさらに引き上がることは明らかです。

年金の受給開始年齢の引き上げも検討課題として挙げています。

以上のように、骨太の方針で示されたものは国民の願う社会保障の充実ではなく、国民負担増給付抑制でしかありません。社会保障の安心を揺るがす制度改悪の具体化は、消費税増税は社会保障充実のためという口実がいよいよ成り立たないことを浮き彫りにしています。そうして国民には負担増を強いる一方、相変わらず大企業には減税、軍事費はさらなる増額です。

8月31日に発表された2019年度軍事費の概算要求の総額は、約5兆3,000億円で過去最大です。第2次安倍政権発足後の2013年度から7年連続で前年度を上回り、2015年度から5年連続で過去最大を更新しています。

北朝鮮の弾道ミサイル発射の脅威が減少する中、ミサイル防衛関連経費を4,244億円も計上しました。中でも陸上配備型迎撃システムイージス・アショアの取得経費は2,352億円にも達しています。朝鮮半島で始まった平和のプロセスに逆行する大軍拡です。まさに税金の使い方が間違っているとしか言いようがありません。

そうした暮らしに冷たい政策が国によって推し進められようとしている中、町においては今後とも町民の暮らしを守る立場の自治体として、住民の負担を減らす施策の実施を図るとともに、今後の国の動向に注視し、町民の負担増となるものについては国に対して強く声を上げてほしいと切に願います。

以上、今後の町政運営に最大限反映されることを求め、2017年度一般会計決算につい

て認定することを表明し、意見といたします。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。8番、高橋邦男委員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

自分のほうも総括意見ということで、答弁は必要ありません。

29年度の一般会計の決算、歳入については約65億3,300万円、そのうち町税は約7億2,600万円、自主財源全体は約13億3,600万円で、歳入の20.3%であります。歳出については約63億5,700万円、執行率は96.9%で、事務事業はほぼ計画どおりに執行されています。

依然、地方交付金、都支出金に依存していますが、人口5,200人余り、高齢化率が49%を超えた少子高齢化、過疎化の波をもろに受けている町で、税収も年々減少している中、長年にわたる行財政改革と経営努力を積み重ね、財源の確保に努めて地域の振興、住民福祉の増進、行政水準の向上を果たしています。

特に評価している点を幾つか挙げさせていただきますと、1つ目は、重要な財源である市町村総合交付金の確保であります。これは町の経営努力だとか、取り組みが評価されるとともに、長年にわたり都との信頼関係を築いてきたこと、それから交渉する上での熱意も伝わったのではないのでしょうか。29年度では約15億8,200万円、長期にわたり15億円以上の確保をしています。都支出金の中の約51.8%、ほぼ地方交付金の額に匹敵しています。

それから2つ目としては、町税の滞納処理の解消に努めているということでもあります。歳入全体から見れば金額は少ないかもしれませんが、町税徴収率が都の市町村の中でベストファイブ99.3%という高い徴収率を維持しています。これなんかも東京都に評価されているというふうに思っています。

それから3つ目としましては、町の喫緊の課題である過疎化・少子対策の解消のために少子化・定住化対策を精力的に取り組んでいるということでもあります。徐々にその成果があらわれているというのは期待されると思います。今後も継続のほうよろしくお願ひしたいと思います。

4点目なんですけども、基金の積み増しと公債費の減額にあります。基金全体で言うと、29年度は約4億4,000万円の積み増しができて、29年度末では約43億8,600万円になりました。普通会計における公債費については、前年より2.6%減額ができて、計画的な返済ができています。

また、高齢者福祉、学校教育、観光などその他分野においても計画的に充実した事業が

執行されています。

そのような理由から本決算は評価でき、町は健全な財政運営ができていると思います。町長を始め、職員皆様のご苦勞、ご努力に対しまして感謝申し上げます。

ただ、今後多くの課題が山積みになっていることは明らかであります。幾つかその課題を挙げてみますと、1つ目は、少子化・定住化対策事業の継続であります。今後は住環境の整備や経済的支援以外の面でも取り組みを充実するようなことを期待しています。それから2つ目は、下水道整備事業の起債に伴う多額の償還がこれから始まります。大変だと思いますけども、財源の確保等が必要だと思います。それから3つ目としては、拡大する福祉医療費への対策であります。それから4つ目として、下水道事業の維持管理。これらの課題というのは一朝一夕では解決できるものではありません。やはりこれから継続した取り組みを期待しています。お願いしています。

そのために私は、一つは、やはり財源の確保が不可欠であると思っています。それともう一つ、住民皆さんに町の置かれている状況だとか、財政状況、事業について理解していただくこと、そして協力を得ることが大切だと思います。割と奥多摩町の住民の方、行政に頼る部分がまだまだ大きいような気がいたします。例えば、福祉医療費について言えば、やはり拡大している福祉医療費の現状を知っていただくこと、また、これには説明が必要だと思います。それによって収入に応じた負担だとか、あるいは健康づくりに協力していただくことが大切だと思います。

6月から7月にかけて少子化対策意見交換会を実施していただきました。それも一つだと思います。ただそれだけで理解されたとは思っていません。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

最終的には住民皆さんにこの奥多摩町が住みよい、住み続けたいと思っていただけるような町の実現、そして消滅可能性自治体などと言われたいような町、そういうものを実現するために町長を始め、職員皆さん、そして我々議会が住民の皆さんの協力を得て取り組んでいかなければならないということをつくづく感じました。

そして最後になりますが、この29年度決算の提出に際し、理事者の皆さんを始め、担当職員の皆さんに感謝を申し上げ、私の意見発表とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号の総括質疑を終結します。

これより採決します。日程第2 認定第1号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出を含めて一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小峰 陽一君) 質疑なしと認めます。

以上で、認定第2号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第3 認定第2号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、認定第2号については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号 平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出を含めて一括して行います。質疑はありませんか。
2番、大澤由香里委員。

○2番(大澤由香里君) 2番、大澤です。

山のふるさと村は、いろんな体験もできますし、非常にすばらしい施設だと思っております。報告の中では来場者が減少傾向にあるということでした。町民の方から、夏休みの町民のお子さんの補助というか、参加券みたいなものがあるといいなというご意見がありましたので、子どもたちに山のふるさと村の体験チケットみたいなのを配るような施策もいかなと思うんですが、そういうことを考えられますでしょうか。お願いします。

○委員長(小峰 陽一君) 観光産業課長。

○観光産業課長(天野 成浩君) 2番、大澤委員のご質問にお答えいたします。

利用者の減少の部分につきましては、やはり天候の関係ということで減少をしている状況です。対前年度でいきますと、入園者につきましては6万3,707人ということで、対前年度比較では7,308人、10.3%の減少ということで、ほとんどが天候減少に当たる部分です。

また、夏休みの部分に当たります補助、チケット等ということですが、この部分につきましては、利用料金等も手ごろな値段でやっているということで、クラフトセンターなども入館者は減ってはおりますけれども、木工、石細工、陶芸、自然教室ということで体験活動をされているということでお聞きしております。今後、そのチケットの部分でございまして、検討しながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第3号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第4 認定第3号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○委員長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、認定第3号については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時ちょうどから再開いたします。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

○委員長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第4号 平成29年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出を含めて一括して行います。質疑はありませんか。2番、大澤由香里委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

30年度から一般会計からの繰り入れを解消させるとして都道府県化が始まりました。町では、被保険者の負担が大きくなり過ぎないようにということで、一般会計からの繰り入れを行ってくれましたというか、やらざるを得なかったという状況だと思うんですが、今後、段階的に解消すると国のほうからの指示もありますが、町としてはどのよう

に考えていますかということをお伺いしたいです。

○委員長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 2番、大澤委員のご質問にお答え申し上げます。

今、委員からご指摘がございましたように、国民健康保険の保険税につきましては、29年度、30年度と2カ年にわたりまして5%ずつ引き上げをさせていただきました。その理由といたしましては、給付に見合う負担をとということで、これが都道府県化の最も大きな目的の一つで、財政の安定化と負担の公平化ということでございます。

その結果でございますが、まだ引き上げをしたにもかかわらず、一般会計からの繰り入れをせざるを得なかったという財政状況でございます。これは何回も申し上げているとおり、国保の被保険者の構成が高齢者に偏っているということで、高齢者に偏っていることによって医療費が多くなっているということが原因でということでございます。これは全国の町村を中心とした小規模な自治体ではどこでもあることではございますが、その自治体によりまして給付に応じた負担を求めているところもあるということで、それを国でも推奨しているということではございます。

お尋ねの今後の予定ということで、今、東京都全体で赤字解消計画というものを各自治体で取りまとめて報告をするということが求められておりまして、これは私どもの町も含めて赤字繰り入れをしている全区市町村がすべて計画を立てるということでございます。その内容については、それぞれの自治体の考え方がございますので、今年度中にその考え方をまとめて、町長にお諮りして、計画を東京都に提出する予定でございます。具体的な内容については現状では未定ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第4号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第5 認定第4号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○委員長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号 平成29年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出を含めて一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小峰 陽一君) 質疑なしと認めます。

以上で、認定第5号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第6 認定第5号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、認定第5号については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号 平成29年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありますか。4番、清水明委員。

○4番(清水 明君) 4番、清水でございます。

介護保険の53ページになりますけれども、決算特別委員会の第1日目、町長のご挨拶の中にもございました。居宅介護サービスと施設介護サービス、居宅のほうが費用がかからない、施設介護のほうが費用がかかるので、その辺国のほうに要望されていると。対策といたしますか。それで決算の前年比較をしますと、多少費用が増えているんですけども、29年度の会計の途中の補正を見ますと、去年の9月の補正で居宅介護が9,000万円の減額、それから3月には1,500万円の減額ということで、たしか居宅介護の関係は年間で9,500万円の減額というような補正を組まれたと思います。先ほどの町長のご挨拶にもありました国への要望ということで、町のほうの現状といたしますか、予算規模の1割以上の減額をするということはかなり困難したのか、難しい状況になったかというような印象を受けましたので、この辺をちょっとご説明いただければと思います。

○委員長(小峰 陽一君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(清水 信行君) 4番、清水委員の質問にお答え申し上げます。

この施設サービスと居宅サービスの割合というものは、町では従来から居宅が3割、施設が7割という形で、ほぼその水準で推移をしているということでございます。3年に1回の計画を立てる際に、私どもはなるべく在宅サービスを充実して住みなれた地域で、自宅で暮らし続けることが理想という言い方をしておりますので、居宅にある程度シフトした計画を立てるわけでございますけれども、その計画に基づいて予算を立てた場合、やっぱり年度途中で施設のサービスのほうが多くなって、居宅を削って施設のほうに充てるといったような補正をさせていただいております。これは通例でございまして、29年度もそういう形をとっております。

ここである程度、施設の伸びが急増しているといえますか、今年になってからなんですけれども、十数人、町内の施設に入所される方が増えてきているという現状でございます。ということは、平成 30 年度も施設サービス費がかなり増加するというおそれがあるということで、これは家族構成の問題とかもございましてけれども、高齢者 1 人、あるいは高齢者夫婦のみの世帯で、やはり 1 人具合が悪くなってしまうと、どうしてもお年寄りだけでは介護できずに、施設入所を選んでいくという現状がございまして。一方では、安心して任せられるという環境にもあるということでございまして、今後なるべく介護予防に力を入れて、介護にならないような方策もとりつつ、介護保険全体をバランスよく運営していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第 6 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 7 認定第 6 号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○委員長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、認定第 6 号については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 7 号 平成 29 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありますか。12 番、須崎眞委員。

○12 番（須崎 眞君） 12 番、須崎です。

下水道が供用開始されまして、非常に奥多摩の環境がよくなってきたわけでございますけど、奥多摩処理区についてはまだちょっと接続がされてないということでございまして、ぜひ今後接続をたくさんの人にしてもらうために、町ではどのような考えを持っているか、ちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小峰 陽一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（坂村 孝成君） 12 番、須崎委員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

公共下水道につきましては、平成 28 年 6 月 1 日に町内全域におきまして供用開始となっております。公共下水道が供用開始された場合、下水道法第 10 条によりまして、土

地・建物所有者は、排水設備を設置しなければならないと。また、第 11 条の 3 では供用開始から 3 年以内に水洗化をしなければならないということでございます。町の広報での接続のお願いや戸別訪問による接続についての説明など対応を図ってございます。

接続率の状況でございますが、奥多摩処理区の 4 月 1 日現在の接続率が 77.9%でございます。その後、5 月 1 日付が 78.2%、6 月 1 日付が 78.8%、7 月 1 日付が 79.2%、8 月 1 日付が 79.5%と微増ではございますが、向上傾向でございます。

今後もさらなる接続率の向上に向けまして、丁寧な説明と対応を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第 7 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 8 認定第 7 号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○委員長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、認定第 7 号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第 8 号 平成 29 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についての質疑を収入支出含めて一括して行います。質疑はありませんか。9 番、原島幸次委員。

○9 番（原島 幸次君） 原島でございます。

1 点質問させていただきたいと思います。経営状態、非常に頑張ってください 3,100 万円の黒字になったということでございます。入院患者が増えたということでございますが、病院のほうとして、事務のほうとして何か特別な手を打ったのか、あるいは何か施策を立てて、皆さんに来てもらうような、町の住民の人にぜひ奥多摩病院を使ってもらえるような何かを考えてやったのかどうか、お聞きできればと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（小峰 陽一君） 病院事務長。

○病院事務長（須崎 洋司君） 9 番、原島委員のご質問にお答えいたします。

昨年の入院等の収益につきましては 2,000 万円程度伸びたという状況でございますけれども、逆に、外来等の収益については 1,000 人の減ということで、金額についても 100 万

円程度減額となったものでございますけれども、入院の収益の部分につきましては、グリーンウッドなどの入院患者が増えたという状況から収益的には伸びたという状況でございます。昨年、医師1名退職し、欠員となってございましたので、それらの部分で若干外来等の診療については費用が減額となっております。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第8号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第9 認定第8号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○委員長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、認定第8号については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された認定議案の審査はすべて終了しました。

これにて決算特別委員会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

午後1時17分閉会

奥多摩町議会委員会条例第 26 条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長